

会 議 録

会議名		令和元年度 第2回相模原市障害者自立支援協議会				
事務局 (担当課)		相模原市社会福祉事業団 障害者支援センター松が丘園 電話 042-758-2121				
開催日時		令和元年10月29日(火)午後3時~午後5時				
開催場所		相模原市民会館 第2大会議室				
出席者	委員	出席 15人 欠席 3人				
	その他	3人 権利擁護・虐待防止検討部会部会長 人材育成部会 部会長 神奈川県リハビリテーションセンター職員				
	事務局	7人 市：障害政策課長 他5人 社会福祉事業団：生活相談課長 他2人				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		/				
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 各部会報告 ア 権利擁護・虐待防止検討部会 イ 人材育成部会 ウ 地域課題調整部会 (2) 意思決定支援パンフレットに関する報告 (3) 基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーテーションに関する報告 (4) 日中サービス支援型グループホームについて 3 その他 4 事務連絡 5 閉会				

令和元年度 第2回相模原市障害者自立支援協会委員名簿及び出欠状況

No	区 分	所属・職	氏 名	出欠
1	障害者等関係団体	相模原市障害福祉事業所協会 会長 (やまびこ工房 施設長)	なかじま ひろゆき 中島 博幸	欠
2		相模原市障害福祉事業所協会 総務 (社会福祉法人らっく)	すずき すみえ 鈴木 純恵	出
3		相模原市障害福祉事業所協会 総務 (くりのみ学園 施設長)	いまい やすのり 今井 康雅	出
4		相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 会員	にしむら さぶろう 西村 三郎	出
5		(福)相模原市社会福祉協議会 福祉推進課長	たどころ まさし 田所 雅	欠
6		相模原市民生委員児童委員協議会 常任理事	さが じゅんじ 佐賀 淳司	出
7	指定相談支援事業者	橋本障害者地域活動支援センター ぷらすかわせみ 施設長	なかたに まさよ 中谷 正代	出
8		子ども相談支援リボン (NPO法人ワンダートンネル理事長)	ちや ふみこ 千谷 史子	出
9	障害者等及び その家族	(特非)相模原市障害児者福祉団体連絡 協議会 副会長	はねだ ひさし 羽田 彌	出
10		(特非)相模原市障害児者福祉団体連絡 協議会 理事	かたおか かよこ 片岡 加代子	出
11		(特非)相模原市障害児者福祉団体連絡 協議会 理事	まつばら みちこ 松原 充子	出
12	保健・医療関係者	相模原市医療ソーシャルワーカーの会 (北里大学東病院医療ソーシャルワーカー)	だいなか たく 提中 拓	出
13	教育関係機関の職員	神奈川県立相模原中央支援学校 総括教諭	みもり よしのり 三森 吉徳	出
14		教育局学校教育部学校教育課長	しのはら まこと 篠原 真	欠
15	関係行政機関の職員	健康福祉局福祉部障害政策課長	あしの たく 芦野 拓	出
16		健康福祉局福祉部精神保健福祉課長	すずき まさふみ 鈴木 雅文	出
17		こども・若者未来局陽光園所長	おかだ よういちろう 岡田 洋一郎	出
18	学識経験者	田園調布学園大学 教授	むらい ゆういち 村井 祐一	出

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(　は会長、　は委員、　は事務局の発言)

1 開 会

傍聴希望者1名の入室許可について委員承認の伺いを行った。

○ 委員一同異議なし。

傍聴者に会議への入室を許可した。

会長より挨拶

2 議 題

(1) 各部会報告

ア 権利擁護・虐待防止検討部会

権利擁護・虐待防止検討部会長より資料を基に部会活動報告があった。

イ 人材育成部会

人材育成部会部会長より資料を基に部会活動報告があった。

ウ 地域課題調整部会

地域課題調整部会長より資料を基に部会活動報告があった。

主な質疑応答については次のとおり(○:委員、　:事務局、　:会長)

コンビニエンスストアから市への一報とは、どのような内容か。

通報内容は様々であるが、障害者と思われる方の店内での行動や言動などの様子で市の障害担当課に通報がある場合がある。

○ 「地域に点在しているコンビニエンスストア網は非常に有効」とは、何に対して有効なのか。

南区課題検討会において、支援機関とつながっていない障害者を、どのように支援につなげていくかという課題提起に対して、コンビニエンスストアは地域に根ざしており、障害者も含め近隣住民をよく知っている可能性が高い。その一方で、個人情報情報は慎重に扱う必要があるという意見であった。

○ 支援者側の捉えとしてコンビニエンスストアと連携できないかという意見は地域の見守りという視点である。一方でコンビニエンスストア側は、マイナス面として受けとめているケースもあると思うが、双方で理解しあえることもあるので前向きに連携できるとよいと思う。

- 施設の利用者が、コンビニエンスストアで不審行動を行い、店長が施設まで来たことがある。事情を説明して理解して頂いた。触法の障害者を地域で支援していく上で、コンビニエンスストアは、見守りの場の一つとして有効であると思う。

(2) 意思決定支援パンフレットに関する報告

委員の意見を反映させたものを「支援者向け」のものとして作成した。内容や、周知方法等ご意見があれば事務局までお願いしたい。

(3) 基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーステーション（以下、キーステーション）に関する報告

資料を基に、平成30年度の活動報告があった。

主な質疑応答については次のとおり

- 相談件数が増加傾向にあり、特に緑区ではエリアが広く相談支援専門員の負担が大きくなっている。キーステーションの役割を見直す必要があるのではないか。

キーステーションについては重要な相談支援機関であり、相談支援専門員が安心して相談対応ができる場所であってほしい。

- 資料に「中央区未設置による課題」とあるが、中央区にキーステーションを設置するという意味なのか。

中央区にキーステーションが未設置なため、障害福祉サービスなどの支援につながりきれない方への支援が届きづらい現状がある。

中央区では基幹相談支援センターがキーステーションの機能を担っているが、実態を踏まえて検討していく。

(4) 日中サービス支援型グループホームについて

次回開催の自立支援協議会において、日中サービス支援型グループホームの事業所からの報告に対して協議会として評価・助言等を行うことについて、資料を基に説明があった。

主な質疑応答については次のとおり

- 日中サービス支援型グループホームの中に、生活介護や就労継続支援B型事業所のような場があるかのような誤解を与えてしまう恐れがある。もう少し説明してほしい。

障害区分の高い重度の方など、手厚い支援が必要な要支援者を対象と

しているが、日中活動サービスの通所を妨げるものではない。しかし通所が難しい要支援者にも対応可能なグループホームである。

- 緊急一時的な宿泊の場として、1～5人分の短期入所を併設する必要がある。利用者がいて空き部屋がない場合は、その対応は難しいと思われる。また、緊急一時的な宿泊の場として、地域生活支援拠点との関係はどうなっているのか。

地域生活支援拠点等の体制強化と合わせて検討が必要と考えており、日中サービス支援型グループホームについても、役割の一端を担っていただきたいと考えている。

- 複数の事業所が役割を担うことで、緊急時の受け入れ先を確保したい。
- 協議会として、どこまでその責任を負うのか。事業所の監査との関係は。

あくまでも協議会の設置要綱の範囲内で責任を負うものである。

社会福祉法人であれば、法人として社会福祉法に基づく監査を受けることになる。また、障害者総合支援法に基づく実地指導は、指定基準に照らして適正に給付の請求が行われているか等について指導を行っている。

- 評価の視点として、利用者が穏やかに日常生活を送ることが出来ているか、そのために、事業所がご本人の意思を丁寧に汲んで、地域や社会との関わりを持てているかということが重要ではないか。

3 その他

- ・福祉研修センターより、サービス等利用計画作成に係る研修実施について、協議会との共催により実施することについて依頼を受け、承認を得た。
- ・津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の活動及び台風第19号に伴う災害への対応状況について報告があった。
- ・神奈川県リハビリテーションセンター職員より七沢自立支援ホームについて案内があった。

4 事務連絡

次回 令和2年2月18日(火) 午後3時～5時
場所 障害者支援センター松が丘園

5 閉会

以上